



2025.3.28 —



一般社団法人日本介護支援専門員協会

メールマガジン No.1292

.....【お知らせメニュー】.....

1. 社会保障審議会介護保険部会（第118回 R7.3.17）
—過剰介護の是正へ具体策検討 厚生労働省 有料老人ホーム検討会を今春
新設 紹介業者の問題も
 2. 「高齢消費者・障がい消費者見守りネットワーク連絡協議会」
見守り新鮮情報507号：個人情報を聞き出す不審な電話に注意
 3. 最近の介護保険最新情報
 4. 災害に関する事務連絡
-



【1】社会保障審議会介護保険部会（第118回 R7.3.17）

—過剰介護の是正へ具体策検討 厚生労働省 有料老人ホーム検討会を今春
新設 紹介業者の問題も



【記事作成：介護ニュースJoint】

□厚生労働省は今春、有料老人ホームをめぐる様々な課題の解消を図る検討会を新たに立ち上げます。

入居者の囲い込み、介護サービスの過剰な提供の是正を議題とする考えです。入居を希望する高齢者を施設側に紹介する事業者が、本人の心身の状態などに応じて高額な手数料を徴収している問題も取り上げます。

厚生労働省は17日に開催した審議会（社会保障審議会・介護保険部会）でこうした計画を明らかにしました。今夏を目途に報告書をまとめます。その内容を、2027年度の制度改正・報酬改定に向けた議論に活かす方針です。

厚生労働省は新たな検討会の論点として、

- 有料老人ホームに求められる役割や機能
- 自治体が高齢者の住まいや介護のニーズをどう把握するか、地域に必要なサービス提供体制をどう確保するか
- 有料老人ホームへの指導・監督の効果を高める仕組み
- 過剰サービスへの実効性の高い対策
- 紹介事業者の透明性の確保

などを掲げました。

この日の審議会では、入居者の本来のニーズに合った介護サービスの提供を訴える声が相次ぎました。今後、自治体の関与やケアマネジメント、介護報酬・基準のあり方なども含め、国がどこまで踏み込んだ措置をとるかが焦点となります。

当協会より委員として出席した小林広美副会長は、「有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅は、多様な介護ニーズの受け皿となっている。これらの施設の整備については、日常生活圏域ごとの設置状況や要介護者の人数、利用状況などを勘案して進めることになっているが、国の調査によると住宅の供給量を考慮している自治体が約30%と少ない」と指摘しました。そのうえで、「将来を見据えた介護サービス基盤の整備量の見込みを自治体がしっかりと検討し、自治体の建設申請受理所管と介護保険所管が連携しつつ、過剰な供給などを防ぐコントロールをできるようにする必要がある」と提言しました。

また、いわゆる囲い込みの問題について、「ケアマネジャーや介護サービス事業所を選択する入居者の自由が阻害されているなど、公正な運営に課題があるとみられる。このため、施設側が特定の事業所を選定している実態を保険者が把握できるよう、介護サービスの利用状況を住まい単位で分析できるようなシステムとするなど、透明性を高める施策を講じるべき。現場では実際に、ケアマネジャーが公正中立な支援に苦慮する状況もみられる。今後、調査を進めていく過程で必要があれば当協会もしっかりと協力していきたい」と述べました。

あわせて、「介護報酬の仕組みの問題もあるのではないか。利用者の尊厳や利益を考慮し、できるだけ分かりやすい報酬体系となるよう検討が必要」とも主張しました。

◆ 厚生労働省、介護事業所に新たな DX 補助金 今夏支給

また、厚生労働省はこの日の会合で、介護現場の事務負担を軽減する DX の推進に向けて、今夏に事業所・施設などに新たな補助金を出す方針を明らかにしました。

自力での対応が難しい事業所・施設のパソコン設定のサポート、マイナンバーカードを読み取るカードリーダーの導入などの経費を対象とします。今年度の補正予算で確保した約 50 億円の財源を投じます。

厚生労働省は現在、事業所・施設、医療機関、自治体、利用者といった関係者がそれぞれ必要な情報をいつでもオンラインで確認できる「介護情報基盤」を整備し、2026 年度以降に運用を始める計画を進めています。

これを活用するためには、相応の環境整備が欠かせない事業所・施設にも一定の追加コストが生じるため、新たな補助金で対応を後押しする考えです。マイナンバーカードのリーダーは、介護保険被保険者証のペーパーレス化（*）などに役立てることができます。

* 厚生労働省は既存の介護保険証の廃止を前提とせず、マイナンバーカードと紙媒体を併用していく構えをみせています。

厚生労働省は新たな補助金を、サービスごとに上限額を設定しつつ支給する方針です。申請の受け付けは新設する専用のポータルサイトで行います。審議会の終了後、厚生労働省の関係者は補助金の詳細を公表する時期について、「現在、要綱を詰めているところ。できるだけ早く示したい」と話しました。

▽▼資料はこちらから（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_53593.html

【2】「高齢消費者・障がい消費者見守りネットワーク連絡協議会」

見守り新鮮情報 507 号：個人情報を聞き出す不審な電話に注意

- 見守り新鮮情報 507 号：個人情報を聞き出す不審な電話に注意

<https://www.jcma.or.jp/wp-content/uploads/250327shinsen507.pdf>

(リーフレット PDF)

- その他、「見守り新鮮情報」はこちらから！！

⇒<https://www.kokusen.go.jp/mimamori/index.html>

困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください

(消費者ホットライン188)。

- 当協会は、高齢消費者・障がい消費者見守りネットワーク連絡協議会

構成団体です。

【3】最近の介護保険最新情報

- 介護保険最新情報 Vol.1366

「介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について」の一部改正について

<https://www.jcma.or.jp/?p=798531>

- 介護保険最新情報 Vol.1367

「介護職員等処遇改善加算に関するQ & A（第2版）」の送付について

<https://www.jcma.or.jp/?p=798528>

- 介護保険最新情報 Vol.1368

令和7年4月以降の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて

<https://www.jcma.or.jp/?p=798532>

【4】災害に関する事務連絡

- ## □令和7年3月23日に発生した林野火災に伴う災害にかかる介護報酬等の柔軟な取扱い（基準緩和等）について

<https://www.jcma.or.jp/?p=799171>

- ## □令和7年3月23日に発生した林野火災による災害に伴う被災者に係る被保険者証の掲示等について

<https://www.jcma.or.jp/?p=799173>

現在募集中の研修等（詳細はリンク先をご確認ください。一部 要ログイン）

- 第19回日本介護支援専門員協会20周年記念全国大会

<https://www.jcma.or.jp/?p=787043>

- 第10回三団体合同研修会

<https://www.jcma.or.jp/?p=785395>

【広告】食材 実験のコツをイで ご利用者様への食事提案のお悩みを解決しませんか?

訪問介護や居家介護支援で食事提案にお困りの方必見！

ヨシケイには、訪問介護や居室介護支援の現場でご利用者に、

栄養バランスの取れた食事を手軽にご利用いただけるサービスがあります。

レンジ調理の冷凍弁当「シンプルミール」、湯前で簡単に調理できる「Y*デリ」。

包丁いらずで調理時間最短約 4 分、美味しい食事が食べきりサイズで手軽に食べられます。

ご利用者様のライフスタイルに合わせた選択が可能で、

価格は1食あたり約397円(税込)~と非常にお手頃です。

栄養満点の食事を手軽にお届けする当サービスを、ぜひお試しください！

お問い合わせはこちら：<https://yoshikei-dvlp.co.jp/>

※「お近くのヨシケイを探す」からお届け先をお選びください。

□ご登録アドレスについて

- ・メールアドレスの変更等、会員情報に関しては下記ページにて承っております。
(会員専用 My ページ>会員情報の変更)

https://www.jcma.or.jp/?page_id=28

- ・配信先をスマートフォンや携帯電話、パソコンのメールアドレスに設定する等、受信する環境によって使い分けていただくことを推奨します。
- ・システムの都合上、同じメールアドレスで複数の方が登録されている場合、ご登録いただいた人数分が配信されてしまいます。できましたら、個人アドレスへの変更をお願いします。

□メールマガジンについて

- ・メールマガジンのバックナンバーは、ホームページの会員専用 My ページに掲載しています。
- ・メールのレイアウトが崩れて見える場合は「MS ゴシック」や「Osaka 等幅」など等幅フォントでご覧ください。
- ・本メールの送信アドレスに、返信やお問い合わせを頂いてもご返答することができません。ご不明な点・ご質問などございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

発行：一般社団法人日本介護支援専門員協会

メール info@jcma.or.jp

ホームページ <http://www.jcma.or.jp>

Facebook ページ <https://www.facebook.com/caremanager.japan/>

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 1 丁目 11 番地金子ビル 2 階

TEL.03-3518-0777 FAX.03-3518-0778

◆個人情報保護方針について

<https://www.jcma.or.jp/?p=5291>
